

都市計画決定（変更）理由の検証（土地区画整理事業）

資料5

	都市計画決定理由	該当施行 地区	適合・不適合の判断	適合・不適合とした理由
1	工業地の敷地造成を図る	西京極, 太子, 太秦	不適合	概ね住宅地と工業地が共存する市街地がすでに形成されており、新たに工業地として敷地造成する必要性は低い ため
2	幹線街路の整備や繁華市街地としての高度利用を図る	伏見	適合	未完成の都市計画道路が残っているため
3	国立京都国際会館の建設に伴う周辺事業の一環として、公共施設を整備し、健全な市街化を図る	松ヶ崎	適合	都市計画施設は宝池公園を除き完成（一部事業中を含む）しているものの、未着手地区の一部において安全上の課題が残っているため
4	市街化が予想される未開発地域において、スプロール化を防止するため、先行的に基盤整備を行い良好な市街地を形成する	山科東部, 洛北第1, 洛北第2	適合	未完成の都市計画道路が残っているため
		洛北第3, 洛西第1, 洛西第2, 洛西第3, 上鳥羽南部	不適合	地区のほぼ全域は既に事業を完了し、未着手区域については、民間開発等による住宅市街地や都市施設用地等であるため